

新監査公表第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 5 年 3 月 23 日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	五十嵐 完 二
同	串 田 修 平

監査結果の報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象

(1) 対象部署

教育委員会事務局 施設課

水道局経営企画部 計画整備課

水道局総務部 総務課

水道局技術部 管路課、浄水課、水質管理課、中央事業所工務課

中央事業所維持管理課、中央事業所北営業所

中央事業所西蒲営業所、秋葉事業所工務課

監査実施工事の関係部署

(2) 対象工事

教育委員会事務局 施設課

令和3年度に契約した建築部旧公共建築第2課が担当した学校関連工事で、当初設計金額1,000万円を超える工事

水道局 全対象部署

令和3年度に契約した当初設計金額1,000万円を超える工事

4 監査の着眼点

- (1) 設計は設計指針、技術基準、積算基準等に基づき適切に行われているか。
- (2) 設計は十分な現地調査が行われ、現場条件に合致した適切なものとなっているか。
- (3) 設計及び工事内容は、長寿命化や将来における維持管理などが考慮されているか。
- (4) 受託者との打合せや協議は、書類により適正な手続きで行われているか。
また、設計委託成果品の履行の確認は適切に行われているか。
- (5) 工事請負契約は適正に行われているか。
- (6) 関係機関との調整は適切に行われているか。

- (7) 工程管理、安全管理は適切に行われているか。
- (8) 各種承諾図書、工事記録写真等の提出書類は適正に作成、管理されているか。
- (9) 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

5 監査の主な実施内容

監査の対象工事のうちから契約額、工種、進捗率、設計変更の有無等を基に工事を抽出し、法令遵守はもとより、工事が設計図書どおりに施工されているか、実施設計が適切になされているかを基本に、安全性、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、関係書類の審査、聴き取り調査及び現地調査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局、監査対象部執務室及び対象工事場所等

(2) 実施日程

令和4年9月12日～令和5年3月23日

7 監査の結果

監査の結果、計画・設計・積算・施工及び監理については、建築、電気設備、機械設備及び土木に関連した設計指針、技術・積算基準及び各種特記仕様書などに基づき、概ね適正に行われていたが、次の事項について改善・検討の必要が認められたので、今後は必要な措置を講じ、適正な執行の確保に努められたい。

(1) 指摘事項

水道施設整備工事にかかる間接工事費の工種区分を誤って積算していたもの

(水道局経営企画部計画整備課)

水道局経営企画部計画整備課は、青山浄水場構内の既設導水管、送水管等の管路施設を補強耐震化するため、令和3年度に発注した「計青施3第101号構内水管耐震化工事」(以下「本件工事」という。)において、間接工事費(共通仮設費、現場管理費)の工種区分を誤って適用して積算し、一般競争入札(総合評価方式)を行い契約した。なお、本件工事は、令和3年度から令和6年度までの継続事業である青山浄水場施設整備事業に係る工事で、工期は令和6年10月31日までの4か年にわたり、その当初設計額(税

込)は約8億5千万円、当該積算誤りに伴う過大積算額は約900万円にのぼる。

水道施設整備工事の積算は、原則として厚生労働省の「水道事業実務必携(水道施設整備費に係る歩掛表)」(以下「実務必携」という。)を適用し、「実務必携」に記載のない事項については、国土交通省の積算基準に準拠した本市の「積算基準・一般土木」(以下「土木積算基準」という。)等を適用することとされている。

本件工事においては、その内容が一般的な配水管布設工事と異なり、大口径の管路施設の継手部分のみを掘削して補強耐震化するものであって、直接工事費の土工(掘削、埋戻)や仮設工(鋼矢板圧入、引抜)等の積算については「実務必携」に記載がないことから「土木積算基準」を適用することとなるが、間接工事費の積算については原則通り「実務必携」を適用しなければならない。しかし、同課は、直接工事費で「土木積算基準」を適用したことから間接工事費についても同様に「土木積算基準」を適用するものと誤認したまま積算し、その誤りに気付かないまま入札が実施されることとなった。

本件工事にかかわらず、工事の積算誤りは受注者や本市に損害を与えるリスクがある。本件は直接工事費ではなく間接工事費の積算を誤ったものであるが、本件工事のような規模の大きなものであれば必然的にその影響も大きなものとなる。このような大きなリスクを内包している工事であるにもかかわらず、組織として十分な確認を怠り、過大に積算したまま発注したことは、同課のリスクに対する認識が希薄であったといわざるを得ない。

同課は、今後、受注者と協議し、本来の工種区分を適用した契約に変更する予定であるが、これで良しとせず本件を教訓とし、これまで以上に職員一人一人が設計積算におけるリスクの大きさをあらためて認識した上で、設計積算能力の向上に向け日々研鑽しなければならない。また、設計積算に疑義が生じた場合は、制度所管課(本件では水道局総務部技術管理室)への確認を徹底するなど、設計図書を十分に点検する体制を構築し、組織として再発防止に向けて取り組むよう強く求めるものである。

【合規性】

○ 水道事業実務必携 (抜粋)

令和3年度 水道施設整備費に係る歩掛表

第一編 請負工事標準歩掛

第1章 積算基準

第1節 請負工事積算基準

1-1-1 適用範囲

(略)

なお、本積算基準に記載のない事項については、国土交通省の土木工事標準

積算基準書、機械設備工事積算基準及び下水道用設計標準歩掛表等、国若しくは都道府県で定めたものを使用することとする。

(略)

1-2-2 間接工事費

表-1 工種区分

工種区分	工事内容
開削工事及び小口径推進工事	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事
シールド工事及び推進工事	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事
構造物工事（浄水場等）	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事（さく井工事を含む）

(2) 注意事項

監査にあたって見られた特に注意すべき事項については、以下のとおりである。

ア 設計に関すること

- ・変更設計図書に必要な図面の添付がなかったもの
- ・施工時間帯に関して、工事発注前の関係者協議を怠っていたもの

イ 積算に関すること

- ・工事費の算定において同一部材が二重計上されていたもの
- ・仮設鋼矢板の積算を誤っていたもの
- ・間接工事費等の対象金額を誤っていたもの
- ・工事補償費の積算を誤っていたもの

ウ 監理に関すること

- ・工事打合簿での協議を怠っていたもの
- ・工事と無関係の一般廃棄物の運搬・処分を工事で行っていたもの
- ・現場環境改善費実施要領の運用を誤っていたもの